

## 福島県インバウンド誘客強化支援事業補助金 Q & A集

### 1 事業の実施主体・補助事業者について

質問	回答
1 事業の実施主体は、法人化されていない任意団体、〇〇協議会のような任意組織でも申請可能か。また、一般社団法人、NPO法人でも申請可能か。	問題ありません。法人格がない任意団体でも活動内容や責任者、構成員が確かであると判断できる場合には申請を受け付けます。 なお、その場合、当該団体の規約・名簿・議事録・収支報告書、団体の活動実績がわかる資料等の提出が必要となります。
2 観光関連事業団体以外のどのような業種でも申請可能か。	地域全体のインバウンド誘客促進等に資するのであれば、多様な業種での申請は可能です。 なお、その場合、当該名簿等において、関連性を明記してください。
3 団体でなく、企業や個人事業主での申請は可能か。	本事業は、地域全体としてインバウンド誘客促進及び消費拡大を図ることを目的にしており、可能な限り協力者を募るなどして団体として申請ください。
4 同じ事業主体が複数の事業を申請することは可能か。1社につき、1応募か。	一団体につき1回の申請を受け付けます。 なお、申請する団体間で構成メンバーが重複する団体や関連団体がある場合は、それぞれの関連性について、明記してください。
5 1自治体につき、申請は1件までか。例えば市町村1件、観光物産協会1件等で計2件の申請は可能か。	4の回答と同じ
6 県外に所在する一般事業者であり、地域の観光事業者等と連携して観光コンテンツを開発していくことを検討しているが、事業の実施主体となり得るか。	本事業は、県内の地域主体の取組を支援するものであることから、県外の団体等の申請は受け付けません。
7 広域団体（複数自治体の協議会等）からの申請は可能か。	協議会が実施主体となり申請いただくことは可能です。任意団体（協議会）の構成を記載、規約等を提出してください。
8 事業を委託事業者に委託することは可能か。	事業の一部を委託することは可能です。 なお、その場合、事業計画書において、委託する内容を明記してください。ただし、事業の全部や主たる部分を委託することは認められません。

### 2 補助対象事業・補助要件について

質問	回答
1 すでに開発を進めている観光コンテンツも補助対象になるか。	事業が開始されているもの、あるいはすでに終了している事業への申請は認められません。 ただし、新たに観光コンテンツを造成するもののほか、既に造成・販売されている観光コンテンツを更に深化・改善するものや販路拡大・情報発信を強化するものなどは対象となります。

2	今まで国内向けに販売していた観光コンテンツを、インバウンド向けにアレンジし、販売体制を構築するものも対象になるか。	2-1の回答と同じ
3	「観光コンテンツの造成・磨き上げ」と「情報発信」、「販路導線の確保・販売」は連動した一連（一貫）の取組でなければならないか。「観光コンテンツの造成・磨き上げ」だけ「販路導線の確保」「情報発信」だけの取組は対象にならないか。	本事業は、観光コンテンツの造成・磨き上げから販路開拓・情報発信までの <u>一貫した取組</u> を支援するものであることから、「造成・磨き上げ」だけ「情報発信」だけの取組は対象外となります。 なお、既に造成・販売されている観光コンテンツを更に深化・改善するものや <u>販路拡大・情報発信を強化</u> するものなどは対象となります。
4	すでにある観光コンテンツはブラッシュアップされているので、販路拡大、情報発信強化するだけでも対象になるか。	すでに行っている取組の、単なる継続した取組は対象外となりますが、 <u>販路を拡大する取組や情報発信を強化と認められる取組</u> は対象となります。
5	国内観光客向けへの観光コンテンツ造成・磨き上げの取組も対象になるか。	本事業は、インバウンドの誘客強化に資する観光コンテンツの造成・磨き上げを行う取組を支援するものであるため、国内観光客をターゲットとした取組は対象になりません。台湾など県が重点市場に位置づける市場をターゲットに、市場のニーズに対応した観光コンテンツ造成等の取組としてください。
6	完全インバウンド向けでない対象にならないか。国内向けにコンテンツ造成して、将来的にはインバウンド向けに磨き上げを想定している取組は対象にならないか。	5の回答と同じ
7	プロモーションは、国内観光向けのプロモーションでも良いか。	5の回答と同じ
8	観光コンテンツの商品造成から販売まで必ず行う必要があるか。事業期間内に販売まで行うことが必須となるか。	本事業実施期間内の販売（旅行者が申し込み可能となる状態）は <u>必須</u> となります。 事業期間内に必ず販売まで行ってください。
9	計画時点では商品販売まで行う予定であったが、商品販売まで実施できなかった場合、交付決定取り消しとなるか。	商品販売に至るよう、可能な限り事業の実施をお願いします。 なお、交付決定の取り消しに当たっては、交付要綱等に照らし合わせ、総合的に判断することとなります。
10	造成する観光コンテンツ、旅行商品のターゲットとして、教育旅行市場を想定したものは対象になるか。	申請は可能です。 ただし、地域内の関係機関等と連携した国際教育旅行の受入に資する内容であれば対象となります。
11	地域の賑わい創出や認知拡大を目的としたプロジェクションマッピングなどのイベントの実施は対象となるか。単発イベント、常設イベントも対象事業になるか。	インバウンドの誘客に資するイベントであって、地域内を回遊し消費につながる仕組みが施されている内容であれば対象となります。
12	お祭りのようなイベントを観光コンテンツとして新たに造成する場合、時期や集客効果は一過性となるが、対象事業になるか。	11の回答と同じ

13	入場料や参加料等を徴収しない無料のイベント開催も本事業の対象になるか。	11 の回答と同じ
14	自社主催で開催するイベントは対象になるか。	11 の回答と同じ
15	観光コンテンツは「販売」して、売上として「収益」のあるものに限るのか。売上が立たないものは対象にならないか。	11 の回答と同じ
16	地域の観光資源には「空」「星」「山」などの自然的要素は含まれるのか。	造成する観光コンテンツのテーマとして、自然を観光資源として活用することは可能です。
17	特産品を食材とした新メニューの開発プロジェクトや名産品開発は事業の対象になるか。	地域の観光資源を活かして観光コンテンツとして造成し、造成した観光コンテンツを販売する取組であれば、申請いただくことは可能です。
18	新たにオープンするインバウンド向け観光施設の企画コンテンツやその販売促進実証実験なども可能か。	地域の観光資源を活かして観光コンテンツとして造成し、造成した観光コンテンツを販売する取組であれば、申請をいただくことは可能です。なお、事業終了後も継続的に事業を実施することが前提となります。
19	交通機関(バスや電車、タクシー等)と観光地をセットにした観光コンテンツは補助対象になるか。	地域内の観光消費拡大につながる取組であれば、交通機関と観光地をセットにした観光コンテンツは補助対象となります。
20	現在、着地型体験商品を OTA にて販売していますが実績が上がりにません。当該商品の磨き上げやプロモーションは事業の対象になりますか。	現在販売している観光コンテンツにおける課題等を踏まえ、地域の観光資源を活かして観光コンテンツとして造成し、造成した観光コンテンツの販売に向けた取組を行うものであれば、申請をいただくことは可能です。
21	継続的に事業を実施することを前提とした取組である必要があるが、最低何年間継続する必要があるか。	継続年数の指定はありませんが、本事業終了後も継続的に実施することを前提とした取組である必要があります。
22	必ず令和7年3月14日までの間に事業を完了することが必要か。販売型において販売が完了したことにより、令和7年3月14日より前に事業を完了することは可能か。	遅くとも令和7年3月14日までには事業を完了いただく必要がありますが、令和7年3月14日より前に事業を完了することも可能です。
23	事業計画書に記載した事業目標について、売り上げ実績の最低ラインはあるか。	最低ラインの定めはありませんが、目標とする誘客数、平均単価等に基づき、事業実施期間内にどの程度の来訪数や収益があったかを実績報告書に記載いただきます。
24	実績報告までの事業実施期間が短く、販売実績が出ない可能性があるが、その場合でも販売実績の報告は必要か。	事業実施期間内に販売することを必須とし、実績報告書に定量的な成果を記載する必要があります。
25	事業の効果は、地域外からの収益向上が対象となるか。	インバウンドの誘客強化を支援する事業となるため、インバウンドの誘客による経済効果が得られる取組である必要があります。
26	「適時適切な誘客」とは、どのような意味か。	対象市場にマッチした内容であって、かつ、来訪によって旅行者の満足度を高め、さらなる誘客に結びつく時期(季節)があるものと考えています。

### 3 補助対象経費について

	質問	回答
1	観光コンテンツの造成や磨き上げを行う際のマーケティングデータの収集・ニーズ調査に係る費用は、補助対象になるか。	マーケティング調査に係る経費は対象外です。コーディネート事務局による助言等を活用してください。
2	誘客目的のため、従来ある施設を改修し新コンテンツを造成する場合、施設整備やリノベーションの費用も含めて対象になるか。	本事業は観光コンテンツ造成のためのいわゆるソフトへの支援であり、ハードへの支援（施設整備）の費用を補助するものではありませんので、対象外となります。
3	販路拡大及び情報発信の観点で、海外で開催される商談会や旅行博への参加・出展等、PRに必要な海外渡航・宿泊費用、出展費用は補助対象になるか。	商談会の参加や旅行博への出展等、PRに必要な海外渡航・宿泊費用等は補助対象となります。 なお、国外に渡航する場合、 <u>出国する際の渡航費用については、福島空港の利用を必須とし、福島空港以外を利用して出国した場合は、対象外となります。</u> 日本への入国の際はいずれの空港を利用しても構いません。
4	国内で行われる商談会参加費用（参加費、交通費、宿泊費）は補助対象になるか。	国内で行われるものであっても、海外旅行会社等が参加し、インバウンド向け商品の販売、PRを行う商談会や旅行博への参加であれば、補助対象経費となります。
5	海外で開催される商談会参加時の参加費、会場設営費用や機材のレンタル（交通・宿泊費以外）などの費用は補助対象になるか。	商談会参加時、参加費（出展料）、会場設営費用や機材のレンタル費は、補助対象になります。
6	造成した観光コンテンツに関する旅行会社招請やインフルエンサー招請に要する経費は補助対象になるか。	観光コンテンツの造成、販路拡大、情報発信の強化において必要と認められれば、海外からの旅行会社招請やインフルエンサー招請に要する経費も対象経費と認められます。
7	造成した観光コンテンツのブラッシュアップ等のため、海外からモニターツアー参加者を呼ぶ場合の経費（交通費・宿泊費、施設使用料、体験料等）は補助対象として認められるか。	モニターツアー参加に要する経費は補助対象になります。
8	一般人向けモニターツアーに要する経費（ガイド、施設使用料、体験料等）は補助対象として認められるか。	観光コンテンツの造成、販路拡大、情報発信の強化において必要と認められれば、一般人向けモニターツアーに要する経費も対象経費と認められますが、現地までの交通費は対象外となります。
9	コンテンツ造成の磨き上げを目的としたモニターツアーの無料開催は可能か。また、モニターツアーの招聘者は対象市場からの有識者でなくとも在日有識者等も可能か。	造成する観光コンテンツのブラッシュアップを目的として、本事業の経費により実施することが可能です。
10	モニターツアー等において、参加者から料金を徴収することは認められるか。	認められます。ただし、参加者から料金を徴収した場合、その金額分は重複して補助金を受けることはできません。経費区分により適切に処理してください。

11	アウトドアの体験コンテンツを提供するための資材・道具の購入（例：カヤック、カヌー、自転車等）は可能か。	認められません。
12	販路形成とは、決済機能を伴うWEBサイト構築やOTAへの掲載も対象になるか。	決済機能を伴うWEBサイト構築やOTAへの掲載は、本事業の対象となります。
13	OTAでの販売を進める際に、OTAでの販促強化としての割引クーポン予算なども対象になるか。	当該事業実施期間中に係る経費であって、インバウンド誘客及び地域消費に直結すると認められる経費は対象となります。
14	事業に伴う広告費や業務委託費などは対象経費になるか。また、景品や販促物などの制作・購入費は対象経費になるか。	広告費、委託費は補助対象となります。旅行者が受益する、景品や販促物に係る経費も補助対象となります。
15	人件費は補助対象になるか	事業における人件費について、必要な支出であり金額も妥当な範囲と認めた場合は、対象となる可能性はあります。
16	造成したコンテンツを販売するECサイトを構築すること、造成したコンテンツを紹介するWEBサイトやSNSの構築、チラシ制作は、補助対象になるか。	地域の観光資源を活かした観光コンテンツの造成にあわせ、販路開拓・プロモーションを行う一環として、ECサイト、WEBサイト、SNSの構築、チラシ制作等を行うことは可能です。
17	「販路開拓及び情報発信の一貫した支援」に関して、事業を紹介するプロモーションビデオの作成費用は補助対象になるか。	地域の観光資源を活かして観光コンテンツの造成にあわせて、販路開拓・プロモーションを行う一環として、事業を紹介するプロモーションビデオの作成費用は補助対象となります。プロモーションビデオの制作のみの事業は対象外となります。
18	補助対象とならない経費にはどのようなものがあるか。	以下の費用は補助の対象外となります。 ・飲食や接待交際のための費用 ・ビジネスクラス以上の航空券代、電車のグリーン券代 ・団体等の運営に係る経常的な費用（電気料、電話料等、家賃等） その他、実施要領にも記載がありますので確認をお願いします。
19	事業を実施する中で得られた収入に対する扱いはどのようになるか。事業で造成したコンテンツについて販売し収益又は収入が発生した場合の補助対象額の取扱いはどうなるか。販売型で販売した際の収益は事業費から差し引かれるのか。利益が高く出た場合、補助金が削減されることはあるか。	本事業では、収益納付をいただく必要はありません。事業費の額に応じて補助額を決定いたします。
20	事業費に消費税は含まれるか。発生した消費税はすべて自己負担経費となるか。	課税事業者である補助事業者に消費税を含む補助金が交付された場合、当該補助事業者が消費税の確定申告を行うことで、補助事業に係る課税仕入れに伴う消費税の還付金が発生することとなるため、この還付と補助金交付が重複しないよう、原則として補助対象経費には消費税額を含めません。

#### 4 補助額・補助金の併用について

	質問	回答
1	既に他の補助金の支援を受けている場合でも、申請は可能か。	同一の内容について、他の制度（国・他自治体等補助金、委託費等）と重複する事業は補助対象となりません。
2	市町村が実施主体となる場合、いつまでに事業費の予算化が必要か。	令和6年度事業としての予算措置が必要です。

#### 5 審査・採択について

	質問	回答
1	採択の基準について教えてほしい。採択に関しては、相対的に決定されるのか。	実施要領に記載の観点・配点により、総合的に評価を行った上で審査し、採択事業を決定します。
2	何件程度の事業が採択されるのか。	申請状況を踏まえ、総合的に評価を行った上で審査を行い採択件数を決定いたします。
3	2回目以降の公募の予定はあるか。	現時点で2次公募は予定しておりませんが、応募状況と予算の状況により検討します。

#### 6 伴走支援について

	質問	回答
1	伴走支援について、助言・サポートの具体例を教えてください。	採択結果を踏まえ、必要なサポート等を検討しますが、観光コンテンツをブラッシュアップするための助言や現地への専門家派遣によるアドバイス等を行う予定です。
2	伴走支援は、適宜申し込み等を行い企画についてのアドバイスやサポートをいただけるのか。	観光コンテンツをブラッシュアップするための助言や現地への専門家派遣によるアドバイス等を行う予定です。 なお、伴走支援は必ず受ける必要があるものではありませんが、事業の状況確認は随時行います。
3	伴走支援で実際に支援してくれるのはどのような人又は会社でしょうか。	今後事務局を選定します。 事務局を通じて、地域課題等の解決に向けて、専門家の派遣や必要な助言、進捗管理を行う予定です。

#### 7 その他

	質問	回答
1	本事業で作成したコンテンツの著作権及びその他の権利は補助事業者に帰属するか。	作成した観光コンテンツの著作権及びその他の権利は事業者に帰属します。
2	事業を遂行する上で必要となり、動画やアプリなどのツールを作成した場合、事業終了後も継続して利用することは可能か。	本事業の補助金をもとに製作したツールについて、事業終了後も継続して利用することが可能です。